国際希少野生動植物種（個体及び個体の加工品）登録申請書

年　　月　　日

　　自然環境研究センター理事長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者(※１)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名（記名押印又は署名）

〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第２０条第２項の規定に基づき、国際希少野生動植物種の個体及び個体の加工品の登録について、次のとおり申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 登録を受け  る国際希少  野生動植物  種の個体及  び個体の加  工品 | 種　　　　　　　　名 |  |
| 区　　　　　　　　分  （該当する文字を丸で囲むこと。その他に該当する場合は、余白に具体的内容を記入すること） | 生体・卵・その他（ ）  はく製・その他（ ） |
| 主　　な　　特　　徴  (複数申請の場合は別紙に記入) | 体長(※２)  全長(※２)  体重  性別  その他の特徴(※３) |
| 所　 在 地 |  |
| 個体に講じた個体識別措置  　及び個体識別番号（※４） | 個体識別措置： |
| 個体識別番号： |
| 登 録 の 対 象 と な る 要 件  （該当する要件の数字を丸で囲むこと。） | | １　本邦内において繁殖させた個体又は個体の加工品であること（政令(※５)第８条第１号関係）  ２　絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）が登録を受ける個体又は個体の加工品に適用される前に本邦内において取得され、又は本邦に輸入された個体又は個体の加工品であること（政令第８条第２号関係）  ３　関税法（昭和２９年法律第６１号）第６７条の許可を受けて輸入された個体又は個体の加工品であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであること  (1) 商業的目的で繁殖させた個体又は個体の加工品であること（政令第８条第３号イ関係）  　(2) ワシントン条約の適用される前に、輸出国内で取得され、又は輸出国に輸入された個体又は個体の加工品であること  （政令第８条第３号ロ関係）  　(3) ワシントン条約附属書Ⅰに掲げられる種と同じ種 であるが、特定の地域個体群として附属書Ⅰから除かれている個体又は個体の加工品であること(政令第８条第３号ハ関係)  ４　１～３までに掲げる個体であって、既に登録を受けたもののうち、当該登録の有効期間が満了したもの |
| 動植物の管理者（所有  者と異なる場合） | 氏　　　　　名 |  |
| 住　　　　　所 | 電話 |

※１　申請者が法人である場合には、その名称、代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）及び主たる事務所の所在地を記載

すること。

　※２　「体長」とはその動物のからだの長さをいい、「全長」とはその物の全体の長さをいう。したがって、動物の尾、鳥の尾

羽、魚の尾びれ等は体長には含まれない。なお、体長の記入が困難なものについては、全長のみを記入すればよい。

※３　年齢、繁殖年月日、色、模様等、同種の他の個体及びその加工品との識別を容易にする特徴を記載すること。

※４　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則第１１条第３項各号に掲げる種の生きている個体の登録の申請をする場合にのみ記載すること。

※５　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令